

静岡県告示第327号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年4月12日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

臨江山 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番	
浜松市	中央区入野町			次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線に囲まれた区域	
				20013-16	1号
				20014-1	2号
				20014-18	3号
				20014-1	4号
				20013-4	5号
				20013-7	6号